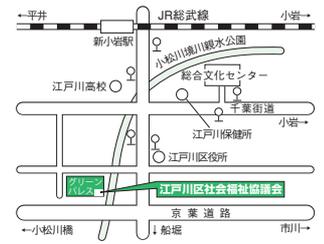


# 社協だより

URL <http://www.edogawa-shakyo.jp/>

第 126 号

発行／社会福祉法人  
江戸川区社会福祉協議会  
〒132-0031  
江戸川区松島 1-38-1  
グリーンパレス 1 階  
電話 03(5662)5557



## 歳末たすけあい運動にご協力をお願いします!

**【実施期間】**  
12月1日から12月31日まで

# ～みんなでささえあうあったかい地域づくり～

歳末たすけあい運動は、毎年、共同募金活動の一環として、地域住民の皆様のご協力により実施しています。

今年も、「みんなでささえあうあったかい地域づくり」をスローガンに、支援を必要とする方々が、地域の中で安心して暮らせるよう、皆様からの温かいお気持ちをお届けしてまいります。

なお、この募金運動は、江戸川区の地域福祉のために皆様から善意の募金をお願いするものです。

皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。



## 募金はこちらの窓口へ

- ★町会・自治会
- ★区事務所地域サービス係
- ★区社会福祉協議会

※郵便振替でも募金の受付を行っています。  
郵便振替をご希望される方は、下記までご連絡ください。郵便振替用紙を郵送します。

【江戸川区社会福祉協議会】  
☎(5662)5557

主催：東京都共同募金会  
実施：江戸川区社会福祉協議会  
協賛：江戸川区／町会・自治会／民生・児童委員協議会

歳末たすけあい運動募金の活用状況は、東京都共同募金会のホームページ「はねっと」で公開されています。

<http://www.tokyo.-akaihane.or.jp>

江戸川区社会福祉協議会にお寄せいただいた「歳末たすけあい募金」は、区内の地域福祉のために活用しております。

また、募金の配分計画については、歳末たすけあい運動実行委員会にて検討され、東京都共同募金会江戸川区配分推せん委員会の推せんに基づき、東京都共同募金会で決定し、その使い道は、主に民生・児童委員を通じ、直接対象者へお贈りする「激励金」と、地域での自主的な地域福祉活動を支援する「地域福祉活動費」になります。

## 【昨年実績 27,430,237円】

- ◆**激励金 11,264,000円**  
重度障がい者、要介護熟年者等のために
- ◆**地域福祉活動費 13,894,107円**  
障がい者団体・民間作業所等の事業・ボランティア活動支援・社会福祉協議会地域福祉事業推進のために
- ◆**募金活動費 2,272,130円**  
ポスター、チラシ、町会・自治会募金活動費等

**募金はこのように活用しています!**

# 生活福祉資金貸付制度のご案内

所得の少ない世帯、障がい者または介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、民生・児童委員の相談援助活動の協力を得て、社会福祉協議会が窓口となり貸付を行っています。

## 資金種類

※教育支援資金については、受験予定の段階で予約申込みができます。早めにご相談ください。

資金種類	内容	貸付限度額	利子	連帯保証人	
教育支援資金	教育支援費	学校教育法に規定する高校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校の授業料などに必要な費用	高校 3.5万円/月 高専・短大 6万円/月 大学 6.5万円/月	無利子	不要
	就学支度費	上記の学校の入学金のみ	50万円		
福祉資金	福祉費（主なもの）	転宅費・出産費・葬祭費等	50万円	保証人有なら無利子 無なら年1.5%	原則必要だが無でも可
		障がい者自動車購入費	250万円		
	負傷又は疾病の療養費等	170万円			
	緊急小口資金	一時的な小口生活費（対象理由あり）	10万円		
総合支援資金 (離職者のみ)	生活支援費	生活再建までの生活費（1年以内）	複数世帯 200,000円/月 単身世帯 150,000円/月		
	住宅入居費	賃貸契約時の敷金・礼金等	40万円		
	一時生活再建費	生活再建のための一時的な費用	60万円		
不動産担保型生活資金	高齢者世帯	不動産を担保に生活費を貸付（65歳以上）	土地評価額の70%	年3%または長期プライムレートの低い方	必要
	要保護高齢者世帯		不動産評価額の70% (集合住宅は50%)		不要
生活復興支援資金 (東日本大震災の被災者のみ)	一時生活支援費	今後の生活の目処が立つまでの当面の生活費	複数世帯 200,000円/月 単身世帯 150,000円/月	保証人有なら無利子 無なら年1.5%	原則必要だが無でも可
	生活再建費	転居費用、家具什器費、車両購入費用、その他生活復興のために必要な費用	80万円		
	住宅補修費	住宅補修等に必要な費用	250万円		

この資金をご利用いただくには、詳細な要件があります。世帯の状況等をお聞きし、貸付に該当しない場合もありますので、詳しくは窓口にご相談ください。

【問合せ・申込はこちらまで】

生活福祉資金貸付担当

電話 (5662) 5557

まずはお電話にてお問合せください。

相談面接予約制 平日 9時~11時 13時~16時  
土日祝休み 1回約1時間を要します。

# 生活安定支援事業

一定所得以下の世帯の子ども（中3、高3等）を支援するため、学習塾等の受講料や高等学校、大学等の受験料の貸付を行うとともに、低所得者・離職者の就労に関する相談を受け、生活安定の為に支援を行っています。

## 受験生チャレンジ支援貸付

### 学習塾等受講料貸付金

学習塾、各種受験対策講座、通信講座にかかる費用

中学・高校3年生等に対し  
上限

**20万円**

を無利子で貸付します！

### 高校受験料貸付金

上限

**2万7千4百円**

を無利子で貸付します！

1度で4回分（校）の受験料まで貸付できます。  
1回分の受験料の上限は2万3千円。

### 大学等受験料貸付金

上限

**10万5千円**

を無利子で貸付します！

1度で3回分（校・学部等）の受験料まで貸付できます。  
1回分の受験料の上限は3万5千円。



申請受付は、平成26年2月中旬までです。

### 対象 次の要件をすべて満たす方

- ① 世帯の生計中心者（20歳以上）であること
- ② 課税所得又は総収入が一定基準以下であること
- ③ 預貯金等資産の保有資産額が600万円以下であること
- ④ 現在居住している場所以外に不動産所得を得る土地・建物を所有していないこと
- ⑤ 都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること
- ⑥ 生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でないこと

申込には連帯保証人が必要です。又、償還が免除される場合もあります。

★他にも要件があります。詳細は窓口までお問合せください。

【問合せ・申込】

生活安定支援窓口

電話(5662)7638 (予約優先)

月~金 9時~17時 (祝日除く)

# 平成24年度の事業及び決算

江戸川区社会福祉協議会定款第27条の規定に基づき、平成24年度事業報告、収支計算、財産目録、貸借対照表をお知らせします。  
(この決算は、監事による監査を経て、理事会、評議員会の承認を得たものです。)

## 平成24年度事業報告(主なもの)

### 1. 会議の開催

理事会(5回開催)・評議員会(3回開催)

### 2. 調査研究

ひとり暮らし熟年者の実態調査

- ・調査方法: 民生・児童委員による訪問聞き取り調査
- ・調査期間: 平成24年9月1日～平成24年10月15日
- ・調査対象者: 26,063名(昭和17年9月30日以前に生まれた70歳以上の熟年者)
- ・調査結果: 14,547名(区内在住のひとり暮らし熟年者)

### 3. 連絡調整

各地区民生・児童委員協議会に出席し、事業執行について報告と協力依頼。各種団体の行事に積極的に参加。

### 4. 普及宣伝

「社協だより」第122、123、124号を発行、町会・自治会を通じ回覧及びホームページ掲載。

### 5. 地域福祉事業

- (1) 児童女性事業
  - 関係団体助成 5団体
- (2) 熟年者福祉事業
  - ①愛の杖贈呈 2,357本
  - ②ひとり暮らし熟年者激励品贈呈 14,153人
  - ③関係団体助成 3団体
- (3) 心身障がい者福祉事業
  - ①親子激励日帰りバスハイク(身体、知的障がい) 634人
  - ②ハンディキャブ貸出(3台) 延べ488件
  - ③福祉バス助成 14団体(日帰り5件、宿泊9件)
  - ④関係団体助成 38団体



### 6. 生活福祉資金貸付事業

- (1) 生活福祉資金貸付
  - 教育支援資金 貸付件数 74件 貸付決定額 90,992,000円
  - 福祉費 貸付件数 20件 貸付決定額 7,967,940円
  - 緊急小口資金 貸付件数 12件 貸付決定額 1,200,000円
- (2) 総合支援資金貸付
  - 貸付件数 7件 貸付決定額 1,647,124円
- (3) 臨時特例つなぎ資金貸付
  - 貸付件数 1件 貸付決定額 70,000円



### 7. 不動産担保型生活資金貸付事業

貸付件数 新規 1件 継続 6件

### 8. 緊急援護費の支給

支給件数 3,579件 支給金額 1,956,400円

### 9. えどがわボランティア基金助成

助成団体 4団体 960,184円

### 10. 歳末たすけあい運動

※1面参照

### 11. 安心生活センター

- (1) 安心生活サポート事業(地域福祉権利擁護事業)
  - ①相談件数81件(対象者1人につき1件、複数の相談あり)
    - 認知症高齢者67件 知的障がい者1件 精神障がい者13件
  - ②支援回数 2,536回(訪問・電話対応・窓口対応)
    - 認知症高齢者1,529回 知的障がい者77回 精神障がい者930回
  - ③契約件数 42件
    - 認知症高齢者25件 知的障がい者2件 精神障がい者15件
  - ④生活サポーター登録者 34名
- (2) 成年後見制度利用相談事業・法人後見事業
  - ①相談件数 355件(対象者1人につき1件、複数の相談あり)
    - 認知症高齢者328件 知的障がい者15件 精神障がい者12件
  - ②支援回数 2,840回(訪問・電話対応・窓口対応)
    - 法人後見 1,494回
    - 認知症高齢者1,239回 知的障がい者64回 精神障がい者191回
    - 区長申立 751回
    - 認知症高齢者688回 知的障がい者22回 精神障がい者41回
    - 後見監督 282回
    - 親族等申立 313回
  - ③法人後見受任件数22件(平成19年度からの累計34件 内12件終了)
    - 認知症高齢者 29件 知的障がい者2件 精神障がい者3件
  - ④区長申立件数 31件(平成14年度からの累計143件)
    - 認知症高齢者120件 知的障がい者15件 精神障がい者8件
  - ⑤後見監督受任件数 11件(平成19年度からの累計20件 内9件終了)
    - 認知症高齢者19件 知的障がい者1件 精神障がい者0件
- (3) 福祉サービス苦情解決相談事業
  - 相談件数 11件(苦情内訳)
    - ①高齢者福祉0件 ②介護保険0件 ③障がい者社2件
    - ④障害者自立支援法2件 ⑤児童福祉5件 ⑥生活保護1件
    - ⑦その他1件

### 12. 受託事業

- (1) くつろぎの家 年間利用者数 197,808名 見学者 838名
  - ①年間行事 リズム運動、落語、生け花教室、踊り教室、琴の教室、健康相談、健康講座、消費者講座
  - ②特別行事 くつろぎの家まつり、長寿を祝う集い
- (2) 熟年介護サポーター事業
  - 介護サポーター登録者 388名 活動交付金 1,151,100円(H23活動分)
- (3) くすのきカルチャーセンター
  - ①正規教室 30科目 84教室 生徒数2,015名 講師数 66名
  - ②自主活動教室 321教室 6,223名
  - ③行事 開講式、自主グループ文化祭、講師研修会、修了記念行事

### 13. 生活安定支援事業

- (1) 受験生チャレンジ支援貸付
  - 塾等受講料 229件 貸付決定額 43,480,300円
  - 大学等受験料 171件 貸付決定額 7,340,600円
- (2) 低所得者・離職者対策事業
  - 相談件数 25件

平成24年度各会計貸借対照表総括表 (単位:円)

科 目	合 計	一 般 会 計	公 益 事 業 特 別 会 計	歳末たすけあい運動事業特別会計	えどがわボランティア基金特別会計	収益事業特別会計	法人後見支援基金特別会計
流 動 資 産	244,530,989	223,689,157	15,338,134	399	0	503,299	5,000,000
固 定 資 産	148,557,403	127,914,609	15,338,135	3	20,642,790	0	0
資 産 合 計	393,088,392	351,603,766	15,338,135	402	20,642,790	503,299	5,000,000
流 動 負 債	29,378,556	13,537,123	15,338,134	0	0	503,299	0
固 定 負 債	117,398,170	117,398,170	0	0	0	0	0
負 債 合 計(A)	146,776,726	130,935,293	15,338,134	0	0	503,299	0
基 本 金	3,000,000	3,000,000	0	0	0	0	0
国庫補助金等特別積立金	29,955,148	29,955,148	0	0	0	0	0
そ の 他 の 積 立 金	55,786,435	55,786,435	0	0	0	0	0
繰 越 金	157,570,083	131,926,890	1	402	20,642,790	0	5,000,000
純 資 産 合 計(B)	246,311,666	220,668,473	1	402	20,642,790	0	5,000,000
負債・純資産合計(A)+(B)	393,088,392	351,603,766	15,338,135	402	20,642,790	503,299	5,000,000

平成24年度各会計収支決算総括表 (単位:円)

会 計 名	収入決算額	支出決算額	当期資金収支差額	前期末支払資金残高	当期末支払資金残高
一 般 会 計	345,098,058	317,207,133	27,890,925	182,261,109	210,152,034
公益事業特別会計	142,551,531	142,551,531	0	0	0
歳末たすけあい運動事業特別会計	27,432,492	27,432,537	△45	444	399
えどがわボランティア基金特別会計	2,060,128	2,060,128	0	0	0
収益事業特別会計	5,927,893	5,927,893	0	0	0
法人後見支援基金特別会計	0	0	0	5,000,000	5,000,000
合 計	523,070,102	495,179,222	27,890,880	187,261,553	215,152,433

平成24年度財産目録総括表 平成25年3月31日現在(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金	0	未払金	26,269,098
預貯金	239,455,827	預り金	3,109,458
有価証券	0	流動負債合計	29,378,556
未収金	5,075,162		
仮払金	0		
流動資産合計	244,530,989		
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		長期預り金	0
基本財産特定預金	3,000,000	退職給与引当金	117,398,170
(2) その他の固定資産		固定負債合計	117,398,170
その他の固定資産合計	145,557,403		
固定資産合計	148,557,403	負債の部合計	146,776,726
資産の部合計	393,088,392	差引純資産	246,311,666

# 「安心生活センター」のご紹介

～三つの事業で安心な暮らしをサポートします～

どうしてもよいかわからない方も、まずはご相談ください。  
相談員がお話しをお伺いします。

## ●●● 成年後見制度利用相談 ●●●

- ・成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって自分だけでは十分な判断ができない方のために、家庭裁判所が本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選任してその人らしい生活が送れるように法律面、生活面から保護し支援する制度です。
- ・選ばれた成年後見人等は、本人の意思を尊重し、心身の状況に配慮しながら必要な生活支援（福祉・医療サービスの手配など）や財産の管理を行い、本人を支援・保護します。  
お気軽にご相談ください。

## ●●● 安心生活サポート事業 ●●●

「福祉サービスの利用手続きが難しい」「銀行での払い戻しが不安なので一緒に行ってほしい」「通帳や年金証書を失くさないか不安、預かってもらえないだろうか・・・」、こんなときにはぜひご相談ください。

物忘れや認知症状のある熟年者や知的障がい者、精神障がい者の方が、安心して地域生活を送るお手伝いをします。

※ 契約後は利用料がかかります。

## ●●● 苦情解決相談事業 ●●●

「苦情を事業者が取り合ってくれない」「事業者に直接言いづらい・・・」利用している福祉サービスについて苦情や不満があってお困りの時はご相談ください。相談員が内容をお聞きし、解決のための助言や調整を行います。必要な場合には、弁護士・医師・社会福祉士の苦情解決委員が、第三者機関として公正中立な立場から事業者と苦情解決に向けての話し合いをします。



相談窓口

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時 電話03(3653)6275